

障害福祉サービス事業の動向について

- 令和2年度からの改正について
相談支援専門員の研修の改定
- 令和3年3月31日までの経過措置（※令和3年度報酬改定で延長の可能性有）
 1. 同行援護の従業者の「盲ろう者向け通訳・介助員」の特例
 2. 行動援護のサービス提供責任者、従業者（ヘルパー）の研修受講要件
 3. 共同生活援助の介護サービス包括型、日中サービス支援型について、個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例
- その他（お知らせ）
 1. 令和3年度報酬改定の検討状況の掲載
 2. 新型コロナウイルス関連通知の掲載
 3. サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の研修等の改定
 4. 情報公表制度の協力依頼、食品衛生法の一部改正等

障害福祉サービス等報酬の改定率の経緯

改定時期	改定にあたっての主な視点	改定率
平成21年度改定	<ul style="list-style-type: none"> ○良質な人材の確保 ○事業者の経営基盤の安定 ○サービスの質の向上 ○地域生活基盤の充実 ○中山間地域等への配慮 ○新体系への移行促進 	5.1%
平成24年度改定	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉・介護職員の処遇改善の確保 ○物価の動向等の反映 ○障害児・者の地域移行・地域生活の支援 ○経営実態等を踏まえた効率化・重点化 	2.0%
平成26年度改定	<ul style="list-style-type: none"> ○消費税率の引上げ（8%）への対応 	0.69%
平成27年度改定	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉・介護職員の処遇改善（上位区分の追加） ○障害児・者の地域移行・地域生活の支援 ○サービスの適正な実施等 	0%
平成29年度改定	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉・介護職員の処遇改善（上位区分の追加） 	1.09%
平成30年度改定	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者の重度化・高齢化を踏まえた、地域移行・地域生活の支援 ○医療的ケア児への対応等 ○精神障害者の地域移行の推進 ○就労系サービスにおける工賃・賃金の向上、一般就労への移行促進 ○障害福祉サービスの持続可能性の確保 	0.47%
令和元年度改定	<ul style="list-style-type: none"> ○消費税率の引上げ（10%）への対応 ○障がい福祉人材の更なる処遇改善 （就学前障がい児の発達支援の無償化） 	0.44% 1.56%

令和2年度からの改正について

「相談支援の質の向上に向けた検討会」における議論（概要）

検討会の目的

平成30年10月24日の社会保障審議会障害者部会において、相談支援専門員の研修制度の見直しに関して、研修項目や障害当事者の負担軽減等についての議論が行われた。これを受け、各都道府県における研修の円滑な実施に当たり、これまでの検討結果を踏まえ、必要な研修項目及び時間数の調整、研修受講における障害当事者への配慮事項等について検討を行うもの。

協議内容

相談支援専門員の役割については「障害児者の自立の促進と障害者総合支援法の理念である共生社会の実現に向けた支援を実施すること」が望まれている。そのためには、「ソーシャルワークの担い手としてそのスキル・知識を高め、インフォーマルサービスを含めた社会資源の改善及び開発、地域のつながりや支援者・住民等との関係構築、生きがいや希望を見出す等の支援を行うこと」が求められる。また、将来的には、相談支援専門員は障害者福祉に関する専門的知見や援助技術の習得のみならず、社会経済や雇用情勢など幅広い見識や判断能力を有する地域を基盤としたソーシャルワーカーとして活躍することが期待されるため、相談支援専門員一人一人の資質の向上を図るべく、従来のカリキュラムの更なる充実等の施策の検討が必要。

⇒ 令和元年9月10日告示改正、令和2年4月1日施行

※この資料は、国立障害者リハビリテーションセンター学院において実施する令和2年度「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・児童発達支援管理責任者指導者養成研修」資料を基に作成しています。

R2.4月～変更点

1、カリキュラムの見直し

- 意思決定支援への配慮、高齢障がい者への対応やサービス等利用計画の質の向上、障害福祉サービス支給決定の適正化等を図り、質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成するため、従来のカリキュラムの充実を図る。
- 実践力の高い相談支援専門員養成のために、実践の積み重ねを行いながらスキルアップできるよう、**現任研修（更新研修含む）**の受講に、**一定の実務経験(注)**の要件を設定
※経過措置：旧カリキュラム受講者は初回の更新時は従前の例による

(注)現任研修(更新研修含む)を受講するための一定の実務経験の要件

(現任研修は①、更新研修は①又は②のいずれかに該当する場合)

- ①過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験がある
- ②現に相談支援業務に従事している

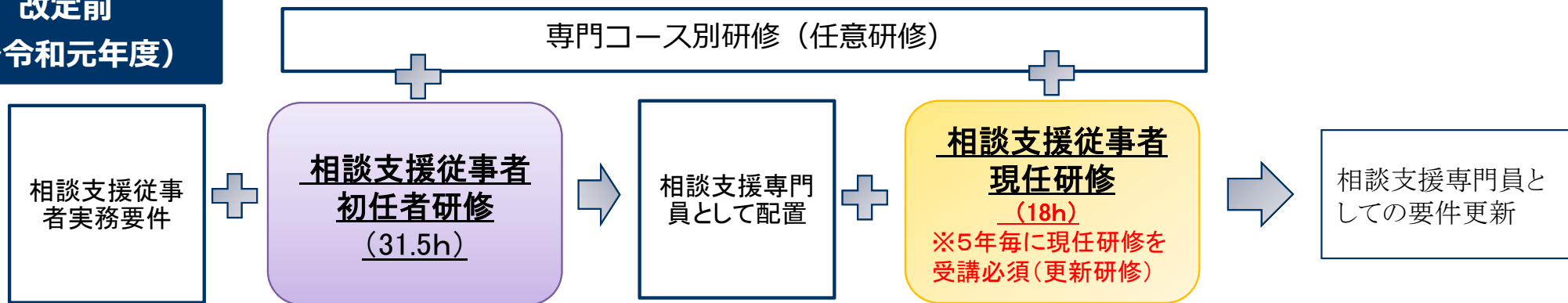
2、主任相談支援専門員研修の創設

- 地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職を育成するとともに相談支援専門員のキャリアパスを明確にし、目指すべき将来像及びやりがいをもって長期に働ける環境を整えるため、**主任相談支援専門員研修**を創設。

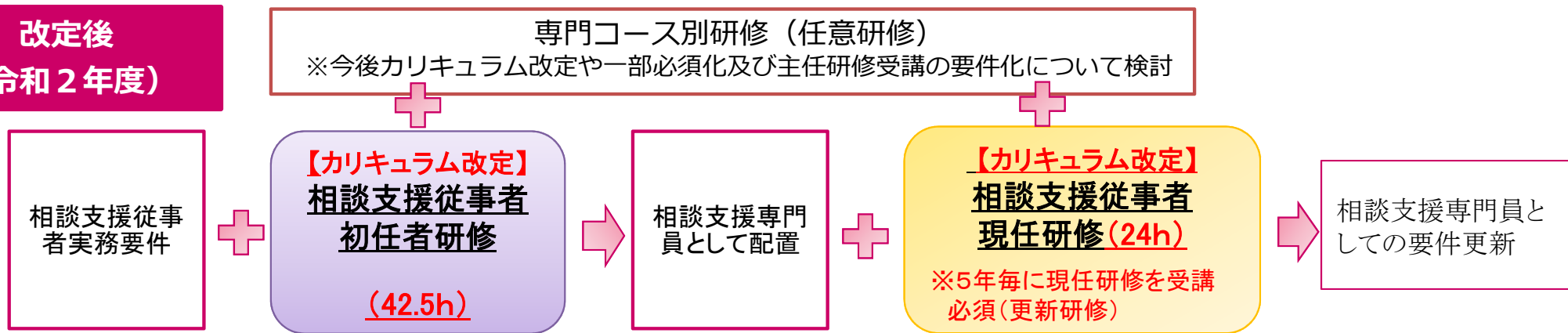
3、経過措置（令和2年4月1日前5年間に各研修修了者）

令和2年4月1日前5年間に現任研修及び初任者研修、主任研修の修了者は、令和6年度までは経過措置期間が設けられ、経過措置期間中はじめての現任研修（更新研修）受講にあたって「(注)現任研修（更新研修含む）を受講するための一定の実務経験」の要件は不問。次回更新時には実務経験要件が適用。

改定前 (～令和元年度)



改定後 (令和2年度)



現任研修(更新研修含む)受講に係る実務経験の要件

(現任研修は①、更新研修は①又は②のいずれかに該当する場合)

- ①過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験がある。
- ②現に相談支援業務に従事している。

※ただし、初任者研修修了後、初回の現任研修の受講にあたっては、必ず①の要件を満たす必要がある。

➕ 3年以上の実務

【研修創設】
主任相談支援
専門員研修(30h)

※主任研修を修了した場合、現任研修を修了したものとみなす。

主任相談支援
専門員として配置

相談支援専門員研修のカリキュラムの見直し

初任者研修(旧)		時間数
講義	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びに相談支援従事者の役割に関する講義	6.5h
	ケアマネジメントの手法に関する講義	8h
	地域支援に関する講義	6h
演習	ケアマネジメントプロセスに関する演習	11h
合計		31.5h

現任研修(旧)		時間数
講義	障害福祉の動向に関する講義	2h
	地域生活支援事業に関する講義	
	相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義	2h
	協議会に関する講義	2h
演習	ケアマネジメントに関する演習	12h
合計		18h



初任者研修(新)		時間数
講義	障害児者の地域支援と相談支援従事者(サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者)の役割に関する講義	5.0h
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義	3.0h
	相談支援におけるケアマネジメント手法に関する講義	3.0h
講義及び演習	ケアマネジメントプロセスに関する講義及び演習	31.5h
実習	相談支援の基礎技術に関する実習	—
合計		42.5h

現任研修(新)		時間数
講義	障害福祉の動向に関する講義	1.5h
	相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義	3.0h
	人材育成の手法に関する講義	1.5h
講義及び演習	相談支援に関する講義及び演習	18.0h
合計		24.0h

新 設



主任相談支援専門員研修		時間数
講義	障害福祉の動向及び主任相談支援専門員の役割と視点に関する講義	3.0h
	運営管理に関する講義	3.0h
講義及び演習	相談支援従事者の人材育成に関する講義及び演習	13.0h
	地域援助技術に関する講義及び演習	11.0h
合計		30.0h

令和3年3月31日までの経過措置

※令和3年報酬改定の検討案において延長される可能性がります

同行援護従業者（ヘルパー）の要件のうち、「盲ろう者向け通訳・介助員」の特例については**令和3年3月31日までの経過措置**となります。

※令和3年度報酬改定の検討案において延長の可能性有

同行援護の従業者（ヘルパー）の要件

	R2.4.1	R3.3.31	R3.4.1
同行援護従業者養成研修（一般課程）修了者			○
居宅介護従業者の要件を満たす者 （旧3級ヘルパーは10%減算）			
+			
視覚障がい者の福祉に関する事業 （直接処遇）に1年以上従事経験者			○
国立障害者リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科修了者等			○
経過措置 盲ろう者向け通訳・介助員（平成30年3月31日までに盲ろう者向け通訳介助員の証明書の交付を受け、従事経験がある等）			×

行動援護従業者養成研修を修了したものとみなす経過措置については、**令和3年3月31日まで**となります。令和3年4月1日からは、行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者で、知的・精神障がい者への従事経験者である必要があります。**※令和3年度報酬改定の検討案において延長の可能性有**

行動援護のサービス提供責任者

行動援護授業者養成研修課程修了者 又は
強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び
実践研修）修了者

知的障がい児者又は精神障がい者
の直接支援業務に**3年以上**の従事
経験者

R2.4.1 R3.3.31 R3.4.1



経過措置

介護福祉士等の居宅介護のサービス提供責任者要件を満たす者で、知的障がい児者
又は精神障がい者の直接支援業務に**5年以上**従事経験者

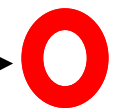


行動援護の従業者（ヘルパー）

行動援護授業者養成研修課程修了者 又は
強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び
実践研修）修了者

知的障がい児者又は精神障がい者
の直接支援業務に**1年以上**の従事
経験者

R2.4.1 R3.3.31 R3.4.1



経過措置

介護福祉士等の居宅介護のサービス提供責任者要件を満たす者で、知的障がい児者
又は精神障がい者の直接支援業務に**2年以上**従事経験者



共同生活援助を利用する重度の障がい者が個人単位で居宅介護等を利用することについては、重度障害者の受入体制の確保の観点から、**引き続きそのあり方を検討する**とされています。

グループホームにおける個人単位での居宅介護等の利用について

グループホーム（介護サービス包括型及び日中サービス支援型）においては、原則として、グループホームの事業所の従事者以外の者による介護等を受けさせてはならないが、以下の場合については、特例措置として居宅介護等を認めている。

【対象者】

・次のいずれかに該当する者

- (1) 障害支援区分4以上、かつ、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の対象者
- (2) 障害支援区分4以上、かつ、次の①及び②の要件をいずれも満たす者
 - ①グループホームの個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられていること。
 - ②グループホームでの居宅介護の利用について市町村が必要と認めること。

【利用可能なサービス】

- ・上記（1）の対象者：居宅介護又は重度訪問介護
- ・上記（2）の対象者：居宅介護（身体介護に係るものに限る。）

【グループホームの人員配置基準】

- ・個人単位で居宅介護等を利用する者の生活支援員の配置基準については、当該利用者の数を2分の1と算定。

【グループホームの報酬】

- ・世話人の配置及び障害支援区分に応じ、利用しない場合より低い報酬額を適用

(例) 個人単位で居宅介護等を利用する場合

世話人配置4：1の事業所で障害支援区分6の者 443単位/日 ※利用しない場合は666単位/日

【特例措置の適用期間】

令和3年3月31日までの時限措置 ※令和3年度報酬改定の検討案において延長の可能性有

その他

令和3年度報酬改定検討状況の掲載、新型コロナウイルスに関する通知掲載、サービス管理責任者等研修等の見直し、情報公表制度について等

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

- ・ 障害者の重度化・高齢化への対応、医療的ケア児への支援や就労支援サービスの質の向上などの課題に対応
- ・ 改正障害者総合支援法など(H28.5成立)により創設された新サービスの報酬・基準を設定
- ・ 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率：+0.47%

障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援

- 1、重度の障害者への支援を可能とするグループホームの**新たな類型を創設**
- 2、一人暮らしの障害者の理解力、生活力等を補うための支援を行うサービス（前回の法改正に伴うもの）、**「自立生活援助」の報酬を設定**
- 3、地域生活支援拠点等の機能強化
- 4、共生型サービスの基準・報酬の設定

医療的ケア児への対応等

- 1、人工呼吸器等の使用や、たん吸引などの医療的ケアが必要な障害児が、必要な支援を受けられるよう、**看護職員の配置を評価する加算を創設**
- 2、障害児の通所サービスについて、**利用者の状況や事業所のサービス提供時間に応じた評価**を行う
- 3、障害児の居宅を訪問して発達支援を行う新サービス（前回の法改正に伴うもの）、**「居宅訪問型児童発達支援」の報酬を設定**

精神障害者の地域移行の推進

- 1、長期に入院する精神障害者の地域移行を進めるため、**グループホームでの受入れに係る加算を創設**
- 2、地域移行支援における地域移行実績等の評価
- 3、医療観察法対象者等の受入れの促進

就労系のサービスにおける工賃・賃金の向上、一般就労への移行促進

- 1、**一般就労への定着実績等に応じた報酬体系**とする
- 2、一般就労に移行した障害者に生活面の支援を行う新サービス（前回の法改正に伴うもの）、**「就労定着支援」の報酬を設定**

障害福祉サービスの持続可能性の確保

- 1、計画相談支援・障害児相談支援における質の高い事業者の評価
- 2、送迎加算の見直し

注：平成30年度報酬改定の資料について、単位数は当時の数値

令和3年度報酬改定に向けての検討事項

以下の事項について、次期報酬改定に向けて引き続き、検討、検証を行う。

①サービスの質を踏まえた報酬単位の設定

次期報酬改定においては、サービスの質に関する調査研究を行うなど、サービスの質を報酬体系に反映させる手法等を検討する。

②客観性・透明性の高い諸情報に基づく報酬改定

報酬改定の基礎となる諸情報について、客観性・透明性の高い手法により把握するための所要の措置を講じた腕、きめ細かい報酬改定を適切に行うための検討を行う。

③食事提供体制加算について

食事の提供に関する実態等の調査・研究を十分に行った上で、引き続き、そのあり方を検討する。

④身体拘束等の適正化について

「身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、職員等に対する研修の定期的な実施」についても務めるものとし、その上で、更なる見直しについて検討する。

⑤居宅介護について

居宅介護の利用実態等を把握しつつ、身体介護と家事援助の報酬や人員基準について検討する。

⑥医療的ケア児者について

医療的ケア児者の厳密な定義（判定基準）について、調査研究を行った上で、評価のあり方について引き続き検討する。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に向けた主な論点

検討課題の論点

平成30年度に創設された共同生活援助（日中サービス支援型）等の整備状況を踏まえつつ、障がい者の重度化・高齢化・医療的ケア児や精神障がい者の増加などに伴う障がい児者のニーズに対応するため、エビデンスに基づいた報酬改定を行う必要がある。

また、現役世代が減少し、人材の確保が困難な状況である一方、利用者数や事業所数が大幅に増加しているサービスもあることから、サービスを提供する施設や事業所の状況を踏まえた上で、制度の持続可能性を確保する観点から、適切な報酬を設定することが必要である。

第13回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム資料より抜粋

※厚生労働省の障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおける検討資料は、下記ホームページに掲載されています。各サービスの検討事項ならびに、検討の方向性が掲載されていますので、ご確認をお願いします。（県ホームページにもリンクを貼っています。）

●厚生労働省ホームページ「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syougai_446935_00001.html

●愛媛県ホームページ「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定検討状況(外部サイトへリンク)」

<https://www.pref.ehime.jp/h20700/fukushi/jigyousyaoshirase/tsuchi/index.html>

愛媛県トップページ>健康・医療・福祉>障がい者福祉>サービス事業者>

指定障害福祉サービス事業者等の方へのお知らせ>厚生労働省からの通知等について

新型コロナウイルスに関連する通知掲載について（案内）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止への対応を行いつつ、利用者に対して必要なサービスが継続的に提供する必要があることから、人員基準等の臨時的取扱いを当面継続することとされています。厚生労働省の事務連絡や愛媛県通知等については、下記ホームページに掲載しております。随時更新していますので、適宜ご確認をお願いします。

愛媛県ホームページ「新型コロナウイルスに係る情報について」

<https://www.pref.ehime.jp/h20700/fukushi/jigyousyaoshirase/singatakoronawirusu/index.html>

愛媛県トップページ > 健康・医療・福祉 > 障がい者福祉 > サービス事業者 > 指定障害福祉サービス事業者等の方へのお知らせ > 新型コロナウイルスに係る情報等について

※この資料は、国立障害者リハビリテーションセンター学院において実施する令和2年度「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・児童発達支援管理責任者指導者養成研修」資料を基に作成しています。

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を「基礎研修、実践研修、更新研修」に分け、実践研修と更新研修の受講に当たっては一定の実務経験の要件（注）を設定。
※令和元年度から新体系による研修を開始。旧体系研修受講者は令和5年度末までに更新研修の受講が必要。
- 分野を超えた連携を図る単手の共通基盤を構築するなどの観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達管理責任者研修のカリキュラムを統一し、共通で実施。
- 直接支援業務による実務経験を10年→8年に緩和。基礎研修修了時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とする等の見直しを行う。
※新カリキュラム移行時に配置に関する実務要件を満たす者等について、一定期間、基礎研修終了後にサービス管理責任者等としての配置を認める経過措置。

令和元年度からの研修体系

(実践研修は令和3年度から研修開始予定)

【新規創設予定】
専門コース別研修

サービス管理責任者の
実務経験要件
児童発達支援管理
責任者の実務経験要件

相談支援従事者初任者研修
講義部分の一部を修了

基礎研修

サービス管理責任者等研修
(統一)を修了(講義・演習:15h)
※実務経験の要件を満たす予定日
の2年前から、基礎研修受講可

OJT

※一部業務
可能

実践研修

サービス管理責任
者等実践研修
(14.5h)
を修了

サービス管理
責任者
児童発達支援
管理責任者
として配置

更新研修

サービス管理責任
者等更新研修
(13h)
※5年の間毎に
1度修了

(注)研修受講のための実務経験の要件

- ・実践研修: 過去5年間に2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験がある。
- ・更新研修: ①過去5年間に2年以上のサービス管理責任者等・管理者・相談支援専門員の実務経験 又は ②現にサービス管理責任者等として従事している。

サービス管理責任者等の研修見直しに伴う経過措置について

①旧カリキュラムのサービス管理責任者等研修を修了済みの者について

サービス管理責任者等研修
(旧体系)
修了

H31.4~
(新体系移行)

施行後5年間 (R5年度末まで) は、更新研修修了前でも引き続きサービス管理責任者等として業務可能。

サービス管理責任者等更新研修
※初回の更新研修修了年度の翌年度から5年間の間に1度毎修了の必要

②基礎研修受講時点で実務要件を満たしている者について
※**H31(R1)年度~R3年度の基礎研修受講者に限る**

配置に関する実務要件を満たしている場合は、基礎研修修了日後**3年間**は、実践研修を修了していなくても、サービス管理責任者等とみなす。

入職

<配置に関する実務経験要件>
相談支援業務5年
(有資格者の場合は3年)以上
もしくは直接支援業務**8年**以上

相談支援従事者初任者研修
講義部分

サービス管理責任者等
基礎研修
講義・演習

サービス管理責任者等
実践研修
講義・演習

サービス管理責任者等更新研修
※実践研修修了年度の翌年度から5年間の間に1度毎修了の必要

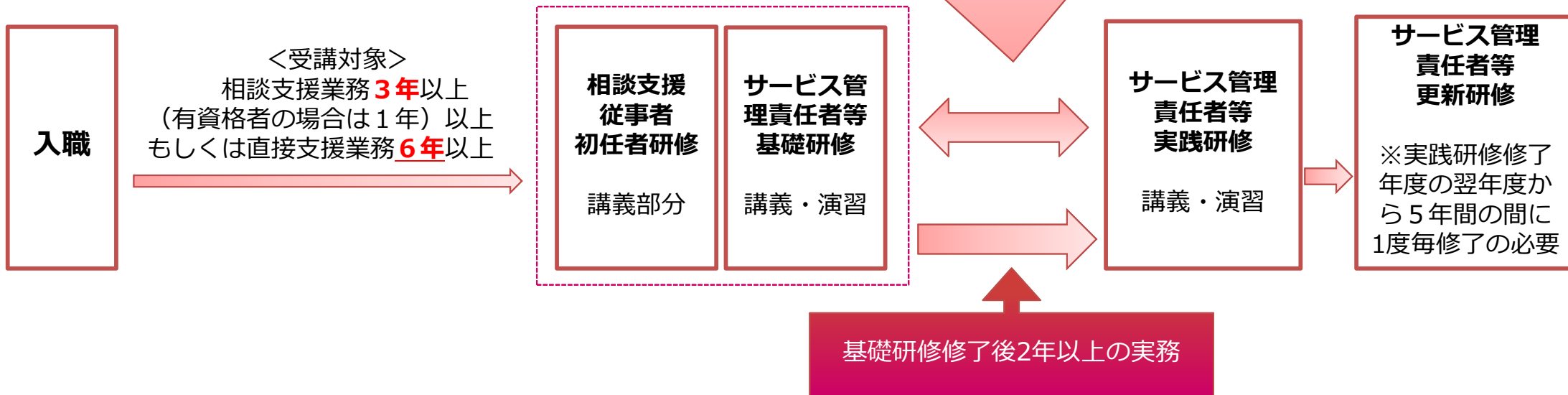
基礎研修終了後3年間で2年以上の実務
※基礎研修終了後に配置に関する実務要件を満たした場合を含む。

- 基礎研修修了者で実務要件を満たす者(平成31年度~R3年度末までの基礎研修修了者のみ)
基礎研修修了日後3年間は、実践研修を修了せずに、サービス管理責任者等の研修要件を満たす。
- 旧カリキュラム(平成18年度~30年度)のサービス管理責任者等研修修了者
施行後5年間(R5年度末まで)は、更新研修修了前でも引き続きサービス管理責任者等として勤務可能。

サービス管理責任者等の研修見直しに伴う配置時の取扱いの緩和等について

配置時の取扱いの緩和等（基礎研修修了者）

- 既にサービス管理責任者等が1名配置されている場合は、**2人目のサービス管理責任者等としては配置可能。**
- 個別支援計画**原案**の作成が可能であることを明確化。



○2人目のサービス管理責任者等としての配置が可能

既にサービス管理責任者等を1名配置している場合は、基礎研修を修了し、実践研修受講前の者を2人目のサービス管理責任者等として配置することが可能。

○計画原案の作成が可能

基礎研修を修了し、実践研修受講前の者であっても、個別支援計画の「原案」を作成することが可能。

サービス管理責任者として配置するための実務経験要件

業務の範囲		業務内容	実務経験年数		
			国家資格者 ※1	有資格者 ※2	それ以外の者
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	(一) 相談支援の業務 日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務 〔告示一イ(1)(一)〕	a 指定[特定/障害児/一般]相談支援事業、地域生活支援事業の相談支援事業に従事する者	3年以上	5年以上	
		b 児童相談所、更生相談所(身体・知的)、福祉事務所、発達障害者支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者 ※旧精神保健福祉法の精神障害者社会復帰施設を含む。			
		c 障害者支援施設、障害児入所施設、地域包括支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、救護施設、更正施設において相談支援の業務に従事する者			
		d 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者			
		e 特別支援学校において相談支援の業務に従事する者			
		f 医療機関(病院・診療所)において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等) (2) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者 (3) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現: 介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者			
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者			
	(二) 直接支援の業務 入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務 〔告示一イ(1)(二)〕	a 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等において介護業務に従事する者	5年以上	8年以上	
		b 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業に従事する者			
		c 病院・診療所、薬局、訪問看護事業所等の従業者			
		d 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者			
e 特別支援学校等の従業者					
その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者					

※1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)、精神保健福祉士のことを言う。

※2 上記(二)の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者(資格取得以前も年数に含めて可)

- (1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等)
- (2) 保育士
- (3) 児童指導員任用資格者
- (4) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現: 介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者

児童発達支援管理責任者として配置するための実務経験要件

業務の範囲		業務内容	実務経験年数 (下記に加え、老人福祉施設等以外での実務経験が3年以上)				
			国家資格者 ※2	有資格者 ※3	それ以外の者		
<p>障害者（身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者）又は障害児（児童福祉法第4条第1項に規定する児童）の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務</p>	<p>イ 相談支援の業務</p> <p>自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務</p> <p>[告示一イ]</p>	(1) 指定[特定/障害児/一般]相談支援事業、地域生活支援事業の相談支援事業に従事する者	3年以上 ※1	5年以上			
		(2) 児童相談所、児童家庭支援センター、更生相談所(身体・知的)、福祉事務所、発達障害者支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者 ※旧精神保健福祉法の精神障害者社会復帰施設を含む。					
		(3) 障害者支援施設、児童入所施設(障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)、地域包括支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、救護施設、更正施設において相談支援の業務に従事する者					
		(4) 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者					
		(5) 学校において相談支援の業務に従事する者					
		(6) 医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等) 2) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者 3) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者					
	その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者						
	<p>ロ 直接支援業務</p> <p>入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務</p> <p>[告示一ロ]</p>	(1) 障害者支援施設、児童入所施設(障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)、老人福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等において介護業務に従事する者				5年以上	8年以上
		(2) 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、保育所、認定こども園、老人居宅介護等事業等に従事する者					
		(3) 病院・診療所、薬局、訪問看護事業所等の従業者					
		(4) 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者					
		(5) 学校等の従業者					
その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者							

※1 上記イの相談支援業務及び上記ロの介護等業務に従事する者で、国家資格等※2による業務に5年以上従事する者であること。(国家資格の期間と相談・介護業務の期間が同時期でも可)

※2 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)、精神保健福祉士のことを言う。

※3 上記ロの直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者(資格取得以前も年数に含めて可)

- 1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等)
- 2) 保育士
- 3) 児童指導員任用資格者
- 4) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者

処遇改善加算における経過措置・注意点について

<更なる処遇改善の取得要件>

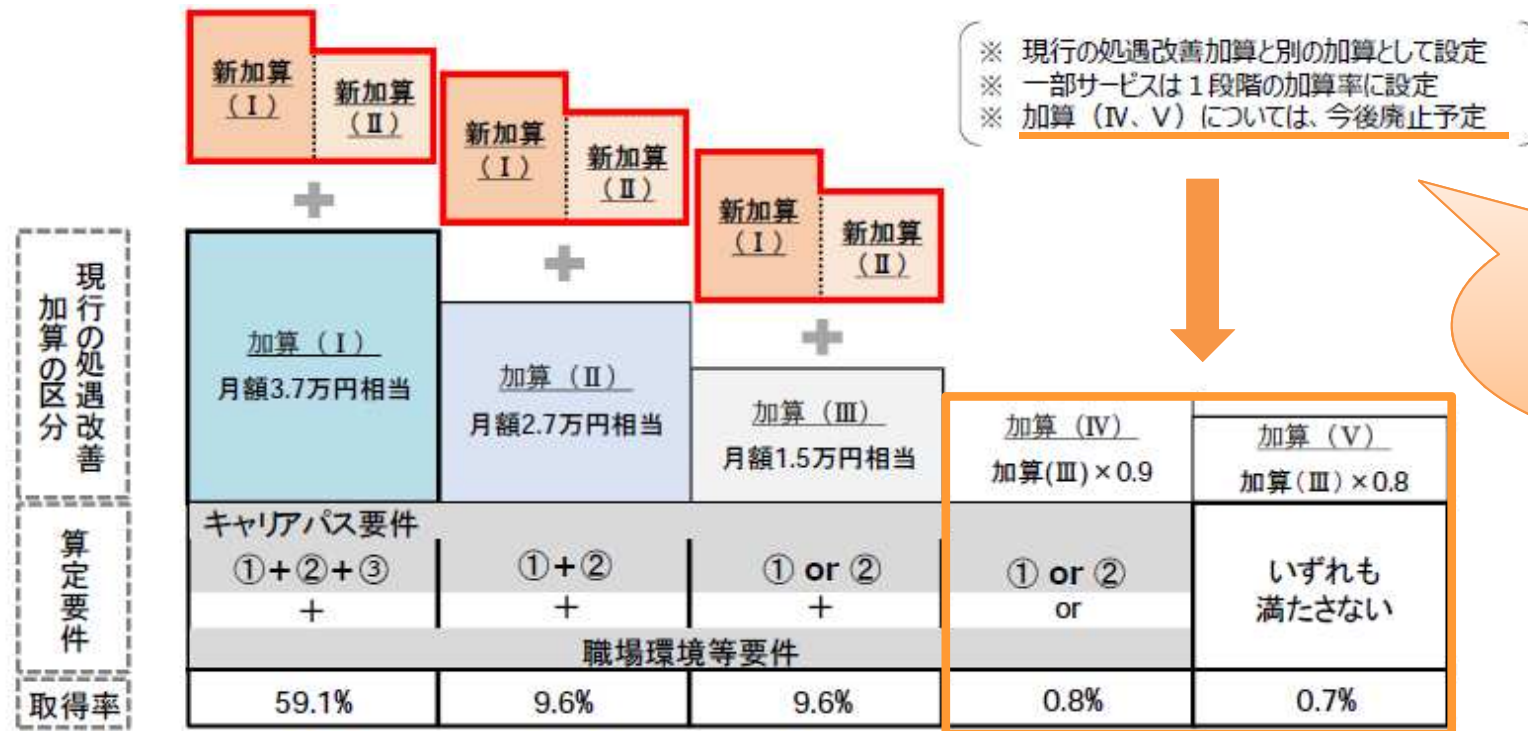
- 現行の福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを取得していること
- 福祉・介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること

(令和2年度からの要件)

福祉・介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

<サービス種類内の加算率>

- 福祉専門職員配置等加算、特定事業所加算の取得状況を加味して、加算率を2段階に設定
- 加算率の設定に当たっては、1段階とした場合の加算率を試算した上で、原則、新加算（Ⅱ）の加算率はその×0.9となるよう設定
- ※ 加算（Ⅰ）と加算（Ⅱ）で加算率の差が大きくなる（1.5倍を超える）場合には、×0.95となるよう設定
- ※ 福祉専門職員配置等加算及び特定事業所加算が無いサービスは、段階の加算率に設定



<キャリアパス要件>

- ① 職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
- ② 資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること
- ③ 経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること

福祉・介護職員等の処遇改善加算に係る加算率について（2019年10月～）

サービス区分	特定処遇改善加算		現行の処遇改善加算				
	新加算Ⅰ	新加算Ⅱ	加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ	加算Ⅳ	加算Ⅴ
居宅介護※	7.4%	5.8%	30.2%	22.0%	12.2%	加算(Ⅲ)により算出した単位 ×0.9	加算(Ⅲ)により算出した単位 ×0.8
重度訪問介護※	4.5%	3.6%	19.1%	13.9%	7.7%		
同行援護※	14.8%	11.5%	30.2%	22.0%	12.2%		
行動援護※	6.9%	5.7%	25.0%	18.2%	10.1%		
療養介護	2.5%	2.3%	3.5%	2.5%	1.4%		
生活介護	1.4%	1.3%	4.2%	3.1%	1.7%		
自立訓練(機能訓練)	5.0%	4.5%	5.7%	4.1%	2.3%		
自立訓練(生活訓練)	3.9%	3.4%	5.7%	4.1%	2.3%		
就労移行支援	2.0%	1.7%	6.7%	4.9%	2.7%		
就労継続支援A型	0.4%	0.4%	5.4%	4.0%	2.2%		
就労継続支援B型	2.0%	1.7%	5.2%	3.8%	2.1%		
共同生活援助(指定共同生活援助)	1.8%	1.5%	7.4%	5.4%	3.0%		
共同生活援助(日中サービス支援型)	1.8%	1.5%	7.4%	5.4%	3.0%		
共同生活援助(外部サービス利用型)	2.0%	1.6%	17.0%	12.4%	6.9%		
児童発達支援	2.5%	2.2%	7.6%	5.6%	3.1%		
医療型児童発達支援	9.2%	8.2%	14.6%	10.6%	5.9%		
放課後等デイサービス	0.7%	0.5%	8.1%	5.9%	3.3%		
福祉型障害児入所施設	5.5%	5.0%	6.2%	4.5%	2.5%		
医療型障害児入所施設	3.0%	2.7%	3.5%	2.5%	1.4%		
サービス区分 (特定処遇改善加算が1段階のサービス)	新加算		加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ		
重度障害者等包括支援	1.5%		2.5%	1.8%	1.0%	加算(Ⅲ)により算出した単位 ×0.9	加算(Ⅲ)により算出した単位 ×0.8
施設入所支援	1.9%		6.9%	5.0%	2.8%		
居宅訪問型児童発達支援	5.1%		7.9%	5.8%	3.2%		
保育所等訪問支援	5.1%		7.9%	5.8%	3.2%		

(注1) ※を付したサービスについては、特定事業所加算の取得状況を加味して、加算率を2段階に設定している。また、現行の処遇改善加算は2019年10月以降の加算率である。

(注2) 就労継続支援A型については、福祉専門職員配置等加算があるものの、計算結果として同じ加算率となっている。

(注3) 平成30年度からのサービスについては類似サービスと同じ加算率としている。

(注4) 就労定着支援、自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援(移行)、地域相談支援(定着)は、処遇改善加算の算定非対象サービスである。

(注5) 短期入所について、併設型・空床利用型は本体施設の加算率を適用することとし、単独型は生活介護の加算率(Ⅰ)を適用する。

- 事業所数が増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするため、
 - ① 事業者に対して、障害福祉サービスの内容等を都道府県知事等(※)へ報告することを求める
 - ② 都道府県知事等(※)が報告された内容を公表する ※ 指定都市、中核市が指定する事業所は、指定都市、中核市へ報告仕組みが創設されました。(平成30年4月改正法施行)
- 平成30年5月から、事業者(設置者)ごとに都道府県等(※)から情報公表システム(WAMNET)のログインID・パスワードを配布しており、事業者は、**毎年度**、各事業所の情報を入力後、承認申請を行うこととなっています。都道府県等は審査後、専用ホームページにて公表。
 - 事業所情報は**毎年度の報告が必要**です。ご理解とご協力をお願いいたします。
 - (設置者に配布したログインIDとパスワードは、基本的に変更されません。担当者が変更した場合は引き継ぎの必要があります。)

障害福祉サービス等の施設・事業者

情報公表システムからログインし、事業所情報を入力

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/shofukuinfopub/jigyo/>

※毎年度の報告は期限（今年度は7月末）までに、新規事業所は事業所情報登録のメールが届いてから速やかに入力し、承認申請をお願いします。

<障害福祉サービス等情報>

■基本情報

(例) 事業所等の所在地
 従業員数
 営業時間
 事業所の事業内容 など

■運営情報

障害福祉サービス等に関する具体的な取組の状況
 (例) 関係機関との連携
 苦情対応の状況
 安全管理等の取組状況 など

報告
(承認申請)

必要に応じて調査

都道府県等

(※指定都市、中核市が指定する事業所は、指定都市・中核市)

障害福祉サービス等情報検索HPに公表

<https://www.wam.go.jp/sfkohyoout/>

施設・事業者から報告された情報を集約し、公表。



平成30年9月28日から公表開始、毎年度、報告を承認後、順次公表

WAMNET
から閲覧
(インターネット)

反映

○障害福祉サービス等情報の調査

新規指定時、指定更新時、虚偽報告が疑われる場合などにおいて、必要に応じ訪問調査を実施し、結果を公表に反映。

利用者

●公表対象となる事業者

- ・ 下記記載のサービス（基準該当サービスは除く）の指定を受けている事業者
- ・ 当年度中に下記記載のサービスについて新規に指定を受けてサービスを提供する事業者

居宅介護	自立訓練(機能訓練)	地域相談支援(地域定着支援)
重度訪問介護	自立訓練(生活訓練)	福祉型障害児入所施設
同行援護	宿泊型自立訓練	医療型障害児入所施設
行動援護	就労移行支援	児童発達支援
療養介護	就労継続支援A型	医療型児童発達支援
生活介護	就労継続支援B型	居宅訪問型児童発達支援
短期入所	就労定着支援	放課後等デイサービス
重度障害者等包括支援	自立生活援助	保育所等訪問支援
共同生活援助	計画相談支援	障害児相談支援
施設入所支援	地域相談支援(地域移行支援)	

●障害福祉サービス等情報の報告時期

指定障害福祉サービス等事業者は、障害福祉サービス等の提供を開始するとき及び毎年度、各事業所の情報を報告する必要があります。必要情報の入力修正を行い、「障害福祉サービス等情報公表システム(WAMNET)を通じて、**必ず**報告を行ってください。

(参考)食品衛生法等の一部改正 に伴う集団給食施設の取扱い

令和3年6月1日に本格施行する営業届出制度
の創設やHACCPに沿った衛生管理の制度化等
について

平成30年6月に食品衛生法が改正され、営業届出制度の創設やHACCPに沿った衛生管理の制度化等が**令和3年6月1日に本格施行**されることとなりました。本改正に伴い、食事を提供する集団給食施設の設置者または管理者（外部事業者調理業務を委託する場合は除く）は、HACCPに沿った衛生管理、食品衛生責任者の専任及び営業の届出が必要となります。※1回の提供食数が20食程度未満の食事を提供する、少数特定の者を対象とした給食施設を除く。

主要項目 ① HACCPに沿った衛生管理

- 大量調理施設衛生管理マニュアルに**沿って**衛生管理を実施している場合は、同マニュアルがHACCPの概念に基づき策定されているため、新たな対応は生じません。引き続き、同マニュアルの内容を実施するとともに実施状況を記録し、必要に応じて見直しを行ってください。
- 大量調理施設衛生管理マニュアルを**活用していない**場合は、関係業界団体が作成し、厚生労働省が内容を確認した手引き(小規模な一般飲食店向けの手引書等)を参考にしてHACCPに沿った、衛生管理を実施することも可能です。**令和3年6月1日までに**HACCPに沿った衛生管理への取り組みをお願いします。

「大量調理施設衛生管理マニュアル（平成9年3月24日付け衛食第85号別添最終改正：平成29年6月16日付け生食発0616第1号）」(<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzenu/0000168026.pdf>)

小規模な一般飲食店向けや旅館・ホテル向けの手引書等（厚生労働省ホームページHACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000179028_00003.html)

主要項目 ②営業の届出

- 集団給食施設の設置者または管理者は施設のある保健所に営業の届出が必要です。
- 施設の設置者または管理者が、調理業務を外部事業者に委託している場合、外部業者が食品衛生法に基づく飲食店営業の許可を取得し、HACCPに沿った衛生管理を実施する為、営業の届け出は必要ありません。

詳細については厚生労働省事務連絡及びホームページ等をご確認ください。

- ・【事務連絡】食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う集団給食施設の取扱いについて
- ・(別添)食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う集団給食施設の取扱いについて

●厚生労働省ホームページ

「HACCPに沿った衛生管理の制度化に関するQ&A(令和2年6月1日最終改正)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000153364_00001.html

上記事務連絡については、愛媛県ホームページにも掲載しています。

愛媛県トップページ>健康・医療・福祉>障がい者福祉>サービス事業者>
指定障害福祉サービス事業者等の方へのお知らせ>厚生労働省からの通知等について